

広報 SARUFUTSU

さるふつ

3 2008
MARCH
No.334

特集▷平成19年度
さるふつのアルバム



猿払村陸上少年団

さるふつ 平成19年度の アルバム



平成19年度も残すところわずかとなりました。皆さんの関わりや参加により、本年度の各種行事などがたくさん行われました。

平成19年度に開催された本村での各種行事などをピックアップし、写真を掲載しながら振り返りましたので、ご覧ください。



- | No. | 月日 | 行事等名 |
|-----|--------|------------------------|
| 1 | 4月29日 | 平成19年猿払村成人式 |
| 2 | 6月8日 | ガーデニング講座&共用プランター花苗寄せ事業 |
| 3 | 6月28日 | 村内小学校陸上競技大会 |
| 4 | 7月15日 | さるふつ観光まつり |
| 5 | 7月24日 | 高齢者・身障者大運動会 |
| 6 | 9月2日 | イチニの会 |
| 7 | 9月11日 | 猿払村敬老会 |
| 8 | 9月30日 | 秋のあじ大即売会 |
| 9 | 10月7日 | さるふつ公園パークゴルフ場オープン |
| 10 | 10月28日 | 拓心中学校全校合唱定期演奏会 |
| 11 | 11月1日 | 子育て講演会 |
| 12 | 11月3日 | 猿払村社会貢献者等表彰式 |
| 13 | 11月10日 | 猿払村文化祭芸能発表祭 |
| 14 | 1月3日 | 平成20年猿払村成人式 |
| 15 | 1月6日 | 新春消防出初式 |



平成20年度 新1年生を紹介します!

村のできごと

情報 & TOPICS 話題

平成20年 1月26日～2月18日

鬼志別小学校

秋元 雅也 くん(由起子)
和泉 穂乃花 ちゃん(祐司)
今村 小雪 ちゃん(智章)
小山内 明莉 ちゃん(賢一)
小島 華萌香 ちゃん(康秀)
佐藤 千颯 ちゃん(哲晴)
杉山 大知 くん(隆弘)
鈴木 真奈 ちゃん(淳司)
炭野 圭亮 くん(雄一)
角田 智樹 くん(愛孝)
濱田 公佑 くん(雅夫)
藤田 瑠唯 くん(聡)
本間 光太郎 くん(晶)
港 亘生 くん(英一)
山川 春香 ちゃん(栄次郎)
山川 桜侑 ちゃん(博)

表の()内は保護者名です。



知来別小学校

梅田 吏都 ちゃん(智和)
菅原 陽貴 くん(新一)
菅原 愛斗 くん(知宣)
中山 順優喜 ちゃん(隆清)
堀井 泰志 くん(信幸)
本澤 紗弓 ちゃん(日出夫)

浜鬼志別小学校

阿部 由唯 ちゃん(浩二)
天野 紗希 ちゃん(健一)
嶋田 凱斗 くん(雅民)
高屋敷 光 ちゃん(寿幸)

浜猿払小学校

小野 登茂也 くん(加津也)

芦野小学校

鳴海 来夢 ちゃん(洋平)

浅茅野小学校

小川 夏輝 くん(学)
鈴木 真澄 ちゃん(孝明)
丹治 杏里紗 ちゃん(雅博)
宮尾 亜香里 ちゃん(茂)
吉田 完 くん(昌)

稲川志津男さんが自費出版作成

北海道言葉を紹介



知来別在住で漁業を営む稲川志津男さんが、このほど、自身の日常会話から北海道言葉を集めた、『大好き北海道 おもしろいべさ・北海道(北海道の言葉であるべさ)』を自費出版され、村に200冊の寄贈をされました。稲川さんは、自身のホームページで北海道弁のコーナーを作り、北海道のおもしろい言葉を紹介しており、好評となっていたものを本にまとめたものです。



▶自費出版された本です

第15回小中学生百人一首大会

猿払村交流センターで熱戦



1月26日、猿払村交流センターを会場に、『第15回小中学生百人一首大会』が開催されました。

村内の小中学生全12チームが参加し、小学生低学年の部、小学生高学年の部、中学生の部に分かれて、熱戦が繰り広げられました。

参加チームの子どもたちは、各学校や愛好会で日頃から練習を重ねており、読み手に耳を傾け木札を奪い合う様子は、応援に来ていた父母にも緊張が伝わるほどの迫力でした。

大会の結果は次のとおりです。

- 【小学生低学年の部】
優勝 NMK(知来別小学校)
- 【小学生高学年の部】
優勝 アンタレス(芦野小学校)
- 【中学生の部】
優勝 野球部(拓心中学校)

75歳以上のすべての方が対象 後期高齢者医療制度が始まります！

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。対象となる方は、75歳以上のすべての方と65歳以上で一定の障がいがあると広域連合の認定を受けた方です。

□加入手続は必要ありません
現在の老人医療受給者は、後期高齢者医療に自動的に加入することになりますので、加入手続は必要ありません。ただし、4月以降に、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方が後期高齢者医療に加入する場合は、役場への申請が必要です。

□保険料は一人ひとりが納めます
保険料は、被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に納めることになり、全員が等しく負担する『均等割額』と、所得に応じて負担する

『所得割額』の合計となります【図1】。

【図1】 年間保険料の計算方法(平成20・21年度)

年間保険料	限度額50万円
均等割額	43,143円(所得の低い世帯の方は軽減されます)
+	
所得割額	(前年の所得 - 33万円) × 9.63%

それぞれの保険料額は、4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。
★低所得世帯の方への軽減は、世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます。
★被扶養者への軽減は、被用者保険の被扶養者は、

2年間、所得割額も半額になります。ただし、平成20年度は特例として、9月までは保険料がかららず、10月から平成21年3月までは均等割額の1割の負担になります。

★保険料の徴収は4月から保険料の徴収は、4月から始まり、介護保険料と同じく原則として、年金から差し引いて納付されます。ただし、年金の年額が18万円未満の方などは、納付書や口座振替で納付することになります。

□被保険者証が一人1枚になります
病院などで医療を受けるときに提示する被保険者証(保険証)は、一人1枚になり、3月末までに役場から引渡し、または送付されます。

4月以降に75歳になって被保険者となる方には、誕生日までに引渡し、または送付されます。

□病院などでの窓口負担は1割または3割です
病院などの窓口で支払う自己負担額は、老人保健制度と同じく、かかった医療費の1割です。ただし、現役並み所得者は、3割を負担します。

現役並み所得者とは、同一世帯に村民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方です。ただし、次に該当する方は、申請し認定を受けると1割負担になります。

同一世帯に被保険者が1人のみの場合、被保険者本人の収入の額が383万円未満の方。

同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者の収入の合計額が520万円未満の方。

□受けられる医療給付は今までと変わりません
受けられる給付は、老人保健制度や国民健康保険と基本的に同じです。主な給付は、

次のとおりで、これらは、役場への申請が必要です。
★高額介護合算療養費
医療と介護の自己負担額が高額になる方の負担を軽減するため、新たに高額介護合算療養費が加わりました。

★療養費
治療用器具を作ったときや、やむを得ず被保険者証を持たずに医療機関にかかったときなどに支給されます。

★高額療養費
1か月の窓口負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給されます【表1】。

□お住まいの医療機関等で健康診査が受けられます
被保険者の健康の保持や増進のため、健康診査を実施します。健診は、お住まいの医療機関等で受診できます。

詳しくは、北海道後期高齢者医療広域連合 電話 011-290-5601 または、保健福祉推進課 電話 22040へお問合せください。

【表1】 高額療養費の自己負担限度額(月ごと)

世帯区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1% 1 多数該当 2は44,400円
一般の方	12,000円	44,400円
村民税非課税世帯	低所得者	24,600円
	低所得者	15,000円

1 『1%』とは、『(医療費総額 - 267,000) × 1%』
2 『多数該当』とは、過去12か月に3回以上の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担額

【表2】 医療給付の種類

医療給付の種類	こんなときに受けられます	給付を受けるときは
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき	医療機関で被保険者証を提示
入院時食事療養費【表3】	入院したときの食費	村民税非課税世帯の方は事前に市町村への申請が必要
入院時生活療養費【表3】	療養病床に入院したときの食費・居住費	
保険外併用療養費	利用者の選定による特別の病室の提供などを受けたとき	申請は不要
訪問看護療養費	訪問看護サービスを受けたとき	
療養費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき	役場への申請が必要
特別療養費	資格証明書を受けている人が病気やけがの治療を受けたとき	
移送費	緊急の入院や転院で移送が必要になったとき	
高額療養費	1か月の患者負担が高額になったとき	
葬祭費	被保険者が死亡し、その方の葬祭を行なったとき	
高額介護合算療養費	医療と介護の自己負担額が高額になったとき	

【表3】 入院の場合の1食当たりの食費・1日当たりの居住費の標準負担額

★療養病床以外に入院したとき

世帯区分	食事療養標準負担額	
一般の方	260円	※ に該当する方で、過去1年の入院日数が90日を超える場合は、1食につき160円になります。なお、この入院日数には、老人医療受給者であった期間に係る入院日数を含みます。
村民税非課税世帯に属する方で 以外の方	210円	
村民税非課税世帯に属する方で、年金受給額が80万円以下の方及び老齢福祉年金を受給している方	100円	

★療養病床に入院したとき

世帯区分	食事療養標準負担額	
一般の方	(食費) 460円 (居住費) 320円	※ 1 の場合の460円は、管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなど、一定の要件を満たす保険医療機関の場合の額です。それ以外の場合は、420円になります。 ※ 2 左表は、入院医療の必要性の高い方以外の方に係るものです。
村民税非課税世帯に属する方で、と 以外の方	(食費) 210円 (居住費) 320円	
村民税非課税世帯に属する方で、年金受給額が80万円以下の方	(食費) 130円 (居住費) 320円	
村民税非課税世帯に属する方で、老齢福祉年金を受給している方	(食費) 100円 (居住費) 0円	

【むらに一言】

村では、村民の皆さんからの『むらに一言』の申し込みをお待ちしております。日頃、疑問に感じていることや聞きたいこと、広報誌に対する感想など、多くの申し込みを期待しておりますので、よろしく申し上げます。
担当》協働まちづくり推進課

鬼志別バスターミナル前の道道について[匿名希望]

除雪について、今年も駅前歩道に雪を捨てる。車を歩道に止める！スピードを出しすぎる若者がいる。事故があったら大変です。何とかならないかと思う。除雪で人の家の前に投げるのを止めてもらいたいと思う。

産業建設課からお答えします。[土木係]

鬼志別バスターミナル前の道道（商店街）の除雪の件につきましては、広報さるふつ2月号でもお答えしたとおり、歩道に雪を堆積している状況でしたので、周辺住民の方への協力依頼を行い、現在は改善されている状況です。

村としては、この場所に限らず住民の皆さんにご迷惑のないよう、パトロールを強化して対応したいと考えております。

これまで、村は交通安全に関しては様々な取り組み*を行ってきてはおりますが、車両の走行につきましては、運転手のモラルが問われる問題でもありますので、皆さんの日常からの交通安全に対する意識の向上につきまして、今後とも、よろしく願いいたします。

* 交通安全対策として、緊急車両・歩行者等の通行に妨げとなることから『歩道・交差点付近への駐車禁止のお願い』を記した看板を猿払村交通安全協会名で2箇所設置し、更に鬼志別自治会南区・商工会を通じ周知の要請を行っています。

小学校の選択制を導入して頂きたい！[一児の母]

現在、村の土地は大変少なく、家を建てるにしても土地を選べるような状況ありません。

そこで、小学校の選択制を導入して頂きたいと思います。保護者の職場の都合や、特別な理由がある場合のみ許可するというものでも構わないので、検討してもらえないでしょうか。これからどんどん新しく家を建てられる漁師さん等、土地が無いので、鬼志別に建てるしかないなあと考えておられる方もいます。

また、どのみち拓心中学校で同級生になるのだから、小学校を選ぶ権利があってもいいと思います。何故、導入されないのか不思議です。

現在の村営住宅の状況、土地の状況などに照し合わせて、制度は変えていくべきです。

教育委員会からお答えします。[学校教育係]

ご質問のございました学校の選択に関しましては、学校教育法施行令第8条により、「教育委員会は、相当と認めるときは、保護者の申立により、指定した小学校又は中学校を変更することができる」とされております。このため、本村におきましては、既に中学校が1校となっていることから、小学校における「就学校の変更による基準」を設け、文部科学省からの通知などを参考としながら、就学校の変更が相当と認める3つの要件を次ぎのとおり定めております。

地理的な理由による場合
身体的または健康上の理由による場合
いじめなどの教育的配慮が必要な場合

この3つの要件のいずれかに該当するときは、本村におきましても、就学時（小学校入学時）もしくは就学後（小学校在学中）に就学校の変更の申立ができることとなっております。

就学校の指定の判断基準とするため、あらかじめ村立学校の通学区域を定めておりますが、これは就学校の指定が恣意

的に行われたり、保護者にいざらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつけられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、設定しているものであります。また、子どもの行動範囲や適切な人間関係の確立を考えた場合、居住地としての集落のまとまりも通学区域決定の大きな要素であると考えます。

また、本村の現状を考えた場合、自由な学校選択制の導入は、適切な学校運営を阻害する要因となることが予想され、過大な競争意識から学校間や地域間に大きな格差が生じるおそれがあるとともに、地域の皆さんの交流の場でもある学校の存在を危うくすることにもつながりかねないと考えております。

教育委員会におきましては、児童生徒の望ましい教育環境の整備や、確かな学力を育む学校教育の充実に向け、日々検討を行っているところですが、宅地の分譲や村営住宅の拡充などの施策との関連を視野に入れた学校選択制を検討するには、今しばらく時間が必要であると考えますので、よろしくご理解を願います。



広告事業を実施します!

問合せ先▷総務課総務係[電話:2-3131]

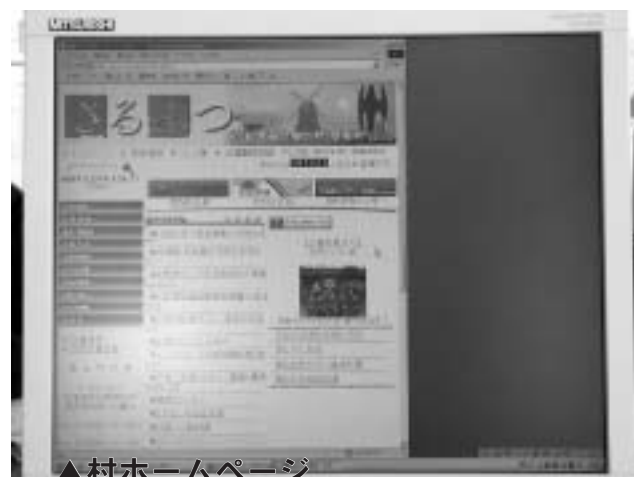
村では、村の資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することにより、村民サービスの向上のための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を目的に広告事業を実施します。

広告媒体として活用できる資産は以下の5点で、①広報「さるふつ」、②村ホームページ、③村営バス、④公共施設、⑤その他村長が認めるものとなっています。詳細については下表のとおりとなっています。

種類	位置	期間	規格	広告掲載料(税込み)	
				回数	料金
広報「さるふつ」 最大4枠	最終ページ	月号単位	260mm×170mm	1回につき 連続6回	8,000円 32,000円
			130mm×170mm	1回につき 連続6回	4,000円 16,000円
			60mm×170mm	1回につき 連続6回	2,000円 8,000円
村ホームページ 最大3枠	トップページ	1月単位	43ピクセル× 190ピクセル G I F形式	月額 連続6か月	5,000円 20,000円
村営バス 最大3枠	後面	1月単位	300mm×500mm以下	月額 連続6か月	1,000円 4,000円
公共施設	村長が定める場所	1月単位	B2サイズ 515mm×728mm以下	月額	1,000円
				連続6か月	4,000円



▲広報さるふつ



▲村ホームページ

人口・世帯		平成20年2月1日現在 ()内は前月比			
地区名	男性	女性	人口	世帯	
知来別	175	182	357	107	
浜鬼志別	295	298	593	198	
浜猿払	94	78	172	68	
浅茅野	44	55	99	46	
浅茅野台地	82	84	166	43	
小石	25	37	62	39	
鬼志別(東町)	123	134	257	113	
鬼志別(西町)	218	224	442	185	
鬼志別(南町)	118	125	243	116	
鬼志別(北町)	117	120	237	124	
豊里	11	7	18	7	
芦野	69	66	135	44	
猿払	25	32	57	25	
狩別	22	20	42	10	
合計	1,418 (+3)	1,462 (-7)	2,880 (-4)	1,125 (-1)	

出生
お誕生おめでとう
ございます。

上野 隼 くん
生まれ▽12月7日生
保護者▽一仁・千秋
住所▽鬼志別北町

榛澤 賢道 くん
生まれ▽1月12日生
保護者▽弘章・あけみ
住所▽浜鬼志別

田所 奎梧 くん
生まれ▽1月27日生
保護者▽正人・葵
住所▽鬼志別東町

【掲載漏れのお詫び】
上野隼くんの出生記事掲載ですが、本来、1月号で掲載しなければならぬところ、掲載漏れにより今月号の掲載となりましたことにつきまして、お詫び致します。

斎藤 優李ちゃん
生まれ▽1月31日生
保護者▽明宏・弥生
住所▽浜鬼志別

山岸 きらちゃん
生まれ▽2月2日生
保護者▽昭彦・理恵
住所▽浜鬼志別

死亡
お悔やみ
申し上げます。

久保 貞子 様
[98歳] 住所▽鬼志別北町

佐々木 正光 様
[83歳] 住所▽鬼志別北町

仙名 ヤス 様
[87歳] 住所▽鬼志別北町

むらさきのびいき

婚姻・出生・死亡・寄付・人口・世帯
届出▽平成20年1月15日～2月14日

村民憲章

『わたしたちは、幾多の先達者が厳しい自然条件の中で創り上げた、ゆたかな海とめぐみの大地、「猿払村」を誇りとします。草原を渡り来る暖かい風のように人々に接しながら、この「ふるさと」の未来に向けて村民皆で力を合せ、この憲章を実践します。』

- ◎自然を守り たくさんみどりを ふやしましょう。
- ◎よく学び 教養と希望を ひろげましょう。
- ◎よく働き つくるちからを そだてましょう。
- ◎健康で 元気な暮らしを まもりましょう。

村のシンボル

村の木
ナナカマド



村の花
コケモモ



村の魚
イトウ



【猿払村陸上少年団】



猿払村陸上少年団

キャプテン 向井和輝くん

現在、陸上少年団は1年生から6年生まで
22名の団員で活動しています。

今年度、稚内、士別、旭川の大会に出場した団
員は良い成績をおさめることができました。

僕も1年生の時から陸上を始めましたが、
6年間で初めて全大会で賞状をもらえることが
できました。（継続は力なり）

僕は卒業ですが、来年度もたくさんの人が
陸上競技に興味を持ち、
入団してくれたらなあと思います。

時事 雑感

3月といえば真っ先に思い浮かべるのは何
ですか？私はひな祭りが思い浮かびました。
そこで、ネットでひな祭りのルーツを調べると、
雛まつりのルーツは上巳の節句です。上巳（じょうし
/じょうみ）とは3月上旬の巳の日という意味で、の
ちに日付が変動しないよう3月3日となりました。そ
の起源は3百年頃の古代中国で起こった上巳節にさか
のぼります。

女の子がいる家庭では雛人形を飾っていることと思
いますが、これから女の子が生まれて、来年以降、雛人
形を買う方もおられることと思います。最近はインタ
ーネットでの購入も多くなっているようですが、ネット
で買う場合にはおとり商法に気をつけてください。

ネット上では極端に安い金額をつけておいて、クリ
ックすると『完売』の表示となる例が多く見受けられ
ます。誠に悪質なネットビジネス（おとり商法）です
ので、ご注意ください。インターネットの時代になっ
てから、このようなお店が増えました。（このような
商法は雛人形に限らず他の製品にも言えますので、ご
注意ください。）

サトウ

<http://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/>
Eメール: postmaster@vill.sarufutsu.hokkaido.jp

発行／猿払村役場

編集／協働まちづくり推進課

〒098-6292

北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地

TEL 01635-2-3131 FAX 01635-2-3812